

退職手当支給条例の主な改正内容

1 新たな退職手当の支給制限等の制度の設置

(1) 内 容

ア 退職後、退職手当支払前に、在職期間中に懲戒免職処分を受けべき行為があったと認められた場合には、退職手当の支給を制限することができるようにしました。

関係条項 改正後条例第 29 条第 1 項

イ 退職手当支払後に、在職期間中に懲戒免職処分を受けべき行為があったと認められた場合、退職をした者に退職手当の返納を命ずることができるようにしました。

関係条項 改正後条例第 30 条第 1 項

ウ 退職後、在職期間中に懲戒免職処分を受けべき行為があったと認められた場合で、既に当該職員が死亡しているとき

には、支払前であれば遺族等に対する退職手当の支給を制限し、支払後であれば遺族等に返納・納付命令をすることができるようにしました。

関係条項 改正後条例第 29 条第 2 項、第 31 条第 1 項、第 32 条第 1 項から第 5 項まで

エ 退職手当の支給制限については、非違の性質などを考慮して退職手当の一部を支給することができるようにしました。返納についても、一部の返納・納付命令をすることができるようにしました。

関係条項 改正後条例第 27 条、第 29 条から第 32 条まで
オ 処分を受ける者の権利保護を図る観点から、懲戒免職処分を受けべき行為があったと認められたことを理由とする支給制限及びすべての返納・納付命令を行う際には、退職手当審査会に諮問しなければならないこととしました。

関係条項 改正後条例第 33 条第 2 項

カ 施行日以後の退職に係る退職手当から適用します。

(2) 施行日

平成 22 年 3 月 1 日